

# 杵築市の中小企業者のみなさまを応援します

## 杵築市中小企業振興資金融資制度のご案内

市では、市内中小企業者の安定した経営を支援するため、「中小企業振興資金融資制度」を設けています。融資に必要な信用保証料の補助の優遇条件がありますので、ぜひご利用ください。

### 【信用保証料の市の補助率】

**創業資金**・・・・・全額補助

**経営合理化資金**・・・全額補助

※経営者保証を不要とした場合の上乗せ信用保証料は除きます。

### ご利用いただける中小企業者

- ・市税を滞納していないこと
- ・現に本融資制度を利用していないこと（※同一資金の融資限度額内で再度の融資を受ける場合を除く）

#### 【創業資金】

- ・事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していないこと
- ・事業を営んでいない個人にあっては、市内に住所を有し、市内において創業する予定であること
- ・既に事業を営んでいる個人にあっては、市内に住所及び事業所を有していること
- ・既に事業を営んでいる会社にあっては、市内に事業所を有していること

#### 【経営合理化資金】

- ・既に事業を営んでいる個人にあっては、引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること
- ・既に事業を営んでいる会社にあっては、引き続き1年以上市内に事業所を有していること
- ・引き続き1年以上事業を営んでいること



### \* \* \* 申込みの流れ \* \* \*

中小  
企  
業  
者

- ① 相談・申込  
② 交付申請書  
(様式第1号)

金融  
機  
関

- ③ 申込書等  
書類送付  
④ 決定通知

大分県信用  
保証協会

- 保証料請求  
保証料支払

杵  
築  
市

#### [金融機関から杵築市へ]

交付申請書(様式第1号)、信用保証依頼書(写)、信用保証委託申込書(写)、事業計画書(写)、滞納のない証明(写)、信用保証書(写)、融資報告書(様式第2号)、現況報告書(様式第3号)…毎年8月末及び2月末に提出

# 中小企業振興資金融資制度の概要

## 資金の種類

創業資金：創業者が必要とする運転資金又は設備資金

経営合理化資金：中小企業者が必要とする運転資金又は設備資金

融資限度額	1,000万円以内
償還期間	10年以内（1年以内の据置期間を含む）
償還方法	割賦償還
融資利率	大分県中小企業振興資金に準じます 1.9%～2.6%（償還年数により利率が異なります）
保証料率	大分県中小企業振興資金に準じます
担保	創業資金：物的担保は徴求しません 経営合理化資金：原則不要
連帯保証人	必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。
信用保証料の補助	創業資金・・・・全額補助 経営合理化資金・・全額補助 ※経営者保証を不要とした場合の上乗せ信用保証料は除きます。

## 【融資申込先】

大分銀行杵築支店・・・・☎ 0978-62-2002

豊和銀行杵築支店・・・・☎ 0978-62-3040

大分県信用組合杵築支店兼山香支店・・☎ 0978-62-2090



【中小企業振興資金に関するお問い合わせ】

杵築市商工観光課 商工労政・企業誘致推進室

TEL 0978-62-1808